

大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 大津市公共下水道事業終末処理場の建設及び運営について、地元住民から意見を聴取し、より良好な環境を整えるために大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 運営協議会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地元の代表者
- (2) 企業局との調整に関する事務を所管する副市長
- (3) 公営企業管理者
- (4) 企業局長

(任期)

第3条 委員の任期は、1年以内で公営企業管理者が定めた期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 運営協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 座長は、運営協議会の進行を務める。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、公営企業管理者が招集する。

- 2 定例会は、毎年度1回開催する。
- 3 公営企業管理者は、地元に影響を与える事案が発生する等した場合、臨時会を招集する。

(関係者の出席)

第6条 運営協議会の議事の関係上必要があるときは、委員以外の者が会議に出席することができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、下水道計画課において処理する。

- 2 会議の議事録は、庶務において保管する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。